兵庫県立淡路景観園芸学校実習指導業務仕様書

1 業務名

兵庫県立淡路景観園芸学校実習指導(園芸文化・生活部門)業務

2 業務実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 業務の目的

淡路景観園芸学校は、花と緑によるゆとりと潤いのある美しい環境の創造に資するための 景観園芸に関する教授研究を行うことにより、景観園芸について指導的役割を果たすことが できる者を養成するとともに、景観園芸に関する知識及び技術を蓄積し、その普及を図り、 もって人と自然とが共生する安全かつ快適なまちづくりに寄与することを目的としている。 その教育の実施にあたっては、実技・実践主体の教育をその特徴としており、特に、民間 等のおける実務経験が求められる園芸文化・生活部門において、実務界の実践的、専門的な 技術、技能、ノウハウを導入することにより、教育内容のより一層の充実を図る。

4 業務体制

(1) 業務場所

兵庫県立淡路景観園芸学校(在宅勤務含む)

- (2) 業務日
 - ア 学校の休業日(兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則(平成10年兵庫県規則第69号)) 以外の日
 - イ その他学校の行事等校長が指定する日
- (3) 業務時間

午前9時00分から午後5時50分までとする。

ただし、上記時間以外の業務については、別に定める指定時間とする。

(4) 業務員の都合により、上記の業務日、業務時間に業務を行わない場合は、事前に協議するものとする。

5 業務内容

校長、常勤教員との密接な連携のもと、次の専門知識を有する指導者が学生に対する指導 等の業務を行うものとする。

- (1) 専門知識
 - ① 花壇等の設計施工、樹木草花等のガーデニング等の園芸に関する知識
 - ② 園芸療法など園芸福祉・みどりと健康等に関する概略の知識
 - ③ 施工や医療福祉関係法令に関する概略の知識
- (2) 業務
 - ① 学生に対する実践的、専門的な技術、技能に関する指導
 - ② 学生の教育に関する事項
- (3) 担当科目名等

別紙の科目の中から、校長、常勤教員との連携・調整により、必要な科目に係る上記業務を担当する。

- 1 園芸療法課程
 - ・ガイダンス
 - ・ガーデニング
 - ・対象理解とみどりの活用
 - 園芸療法演習
 - · 園芸療法実習 I
 - 園芸療法実習Ⅱ
 - · 園芸療法実習Ⅲ
- 2 生涯学習課程
 - 本科コース
 - ・テーマコース